

多賀城市桜木保育所



施設情報

施設の写真



園庭



交通安全教室



保育室



カメのポーズ上手でしょう



リズム運動



プール気持ちいいなあ

プール遊び

食育活動



いろいろなお野菜収穫嬉しいな



避難訓練



ピザ作り



保育士体験

みんなで避難訓練のお約束をしています

施設概要

住所	多賀城市桜木二丁目4-2 市営桜木住宅2号棟206
お越しの際の目標物	仙塩総合病院南側、市営桜木住宅併設
電話	022-794-7253
入所定員	60名
建築年/建物構造/面積	平成27年/鉄筋コンクリート造・2階建て/702.93㎡
園庭面積/遊具	460, 6㎡/コンビネーション遊具、砂場
保護者駐車場	約20台分あり
災害時一時避難場所	市営桜木住宅屋上
設置・運営主体	多賀城市（公設公営）
その他	ウッドデッキあり192, 5㎡ 床暖房あり(0、1、2歳児室)

保育目標（こんなこどもに育てたい）

元気で、明るく、心豊かな子ども

- 1.元気な子ども
- 2.いきいきと遊ぶ子ども
- 3.豊かな心を持った子ども



保育の特徴（こんな保育をしています）

晴れた日には園庭で体を動かしたり、近くの公園に散歩に行ったりと、子どもが子どもらしく自然に触れて遊ぶことを楽しみ、心と体の健やかな発達を促す保育を行っております。

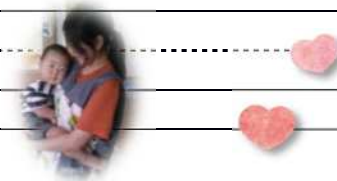
また、核家族化が進み少子化の流れの中で味わうことが少なくなった異年齢交流や地域交流を保育の中に積極的に取り入れ、人と関わることの楽しさや思いやりの気持ちを育てています。



保育サービスの内容

保育の内容など

項目	内容
開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時～18時
保育短時間設定	9時～17時
休所日	日曜日、祝日、年末年始
受入可能月齢	生後2か月から
給食	自園調理、調乳、離乳食対応あり（3歳以上児も完全給食です。）
アレルギー対応	完全対応



主な行事	誕生会、保育参観、七夕会、運動会、発表会、節句、保育士体験等 
地域交流	地域保育施設との交流、地域子育て家庭や地域高齢者との触れあい
保護者会	—
実費徴収金	主食代 (3歳以上児童：1,000円/月) 副食費 (3歳以上児童：4,500円/月) 延長保育料(月額)：標準時間2,000円/短時間1,100円
連携施設	—

※主な行事のうち、網掛けのものについては、保護者参加(可能)行事です。

その他子育て支援サービスの内容

種類	実施有無	内容
延長保育	○	時間：18時～19時(土曜日なし) 対象年齢：0歳児から(生後約10ヶ月から) 定員：20名程度
障害児等受入れ体制	○	受入れ体制あり(お子さんの状況により要相談)
地域子育て支援	○	子育て相談(非在園児対象) 

※障害児等とは、比較的障がいや発達の遅れの程度が軽く、集団保育が可能なお子さんが対象です。障害児等への保育については、入所案内に詳細がありますので、該当する可能性がある場合には、必ずご覧ください。

園からのメッセージ

桜木保育所は、東日本大震災の被害を乗り越え、災害公営住宅として整備した市営桜木住宅に併設する形で再開しました。玄関では、再開を心待ちにしていた卒園児と保護者が祈りを込めて作り上げたタイルアートが、保育所を訪れる方を温かくお迎えします。

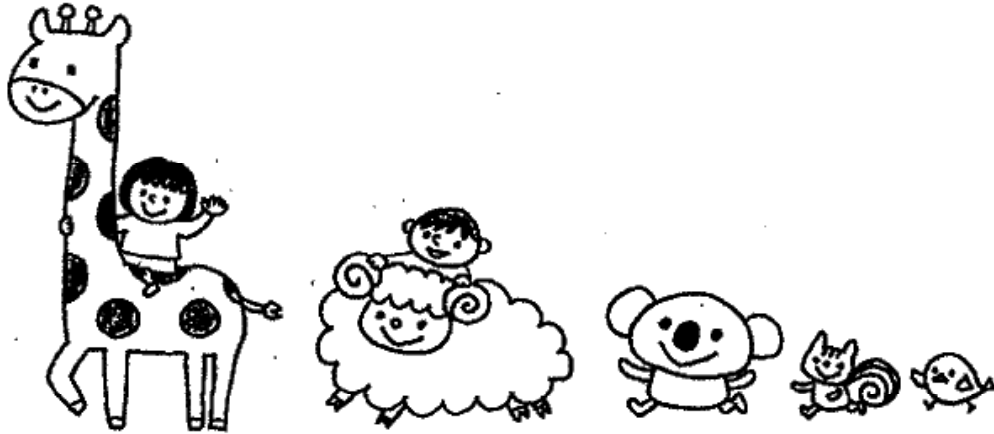
子ども達が、活動や行事を通して地域の方と交流を持ち、人と関わる事の温かさを感じ、地域の人達に見守られながら、子どもらしく健やかに育っていく環境を整え、安心安全を第一に丁寧な保育を行っております。

市内の保育所の拠点「基幹保育所」として子育て支援を行っており、地域の親子を対象にわらべ歌やパネルシアターなどを一緒に楽しんだり、「こんな時どうするの?」と育児で困った時の子育て相談にも応じています。



令和7年度

重要事項説明書



多賀城市桜木保育所



多賀城市公立保育所運営方針



多賀城市は「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に構成し、これを受け公立保育所では、同プランの基本理念に基づき「社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり」及び「家庭教育の重要性」を重視し、取り組んでいくこととします。

子どもにとって保育所は、生涯にわたる身体的、精神的、社会的発達の基礎を培う極めて重要な時期に生活時間の大半を過ごす場であることから、家庭や地域社会と連携を図りながら安定した環境の中で子どもが主体的に活動できるよう養護と教育を一体的に展開し、子どもの心身の健やかな発達に資するための保育を実践します。

また、基幹保育所として子どもに関わる施設や関係機関とネットワークを構築し、地域の子育て支援の拠点として保護者と地域の子育て家庭に対し、養育力向上に結びつく支援をしていきます。

さらに、職員を育成し保育の質的向上を図るとともに、多賀城市全体の保育の牽引役として社会的責任を果たします。

多賀城市公立保育所保育目標

元気な子ども

- ・健康な体・情緒が安定している・生活リズムや基本的生活習慣が整っている

いきいきと遊ぶ子ども

- ・あいさつができる
- ・自信をもって生活する
- ・様々な環境に積極的に関わり、夢中になって遊ぶ

豊かな心を持った子ども

- ・周りに愛され、自分を肯定する気持をもつ
- ・興味関心をもち、自分なりに表現する
- ・思いやりをもち、人とのつながりを大切にする



1 施設、運営

- (1) 施設名称 多賀城市桜木保育所
- (2) 所在地 宮城県多賀城市桜木2丁目4-2
市営桜木住宅2号棟 206
電話 022-794-7253
FAX 022-794-7254
- (3) 所長名 宮下 のり子
- (4) 設置・運営主体 多賀城市（公設公営）
- (5) 開所・認可年月日 平成27年4月1日
- (6) 確認年月日 平成27年4月1日
- (7) 事業所番号 0420951000132
- (8) 乳児保育開始 平成11年11月1日
- (9) 延長保育開始 平成12年4月1日
- (10) 入所定員 60名
- (11) 施設の規模
- ・敷地面積 1,177.7㎡
 - ・建物面積 717.1㎡
 - ・構造 鉄筋コンクリート
 - ・園庭面積 460.6㎡

(12) 室数等

区分	室数	備 考
乳児室	1	ひよこ組
調乳室	1	
沐浴室	1	
ほふく室	1	
保育室	4	りす組、こあら組、ひつじ組、きりん組
遊戯室	1	
静養室	1	
事務室	1	
調理室	1	
その他	—	便所、倉庫等



(13) 周辺環境

本所は、もともと昭和49年に開所した保育所でしたが、東日本大震災の被害により、桜木災害公営住宅（仙塩総合病院南側）の中に、その被害を乗り越えて再開しました。

玄関では、本所の再開を心待ちにしていた卒園児と保護者が祈りを込めて作り上げたタイルアートが温かくお迎えします。

(14) 利用定員

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9人	9人	12人	10人	10人	10人	60人

※実際の入所数は、お子さんの状況を見て、この定員を基準として、受入れ可能な人数としています。

2 職員の配置など

(1) 職員数

（単位：名）

	正職員					
職名	所長	主任	地域連携担当 （副主任）	クラス担任 （内副主任1名）	用務員	合計
人数	1	1	2	5	9	19

※保育士の人数は、お子さんの数や状況を見ながら、宮城県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守し、配置しています。そのため、上記人数と実際の配置数が異なる場合があります。

(2) 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間
所長	7時00分から19時00分の間の管理を必要とする時間 正規職員：基本、8時30分～17時15分
主任 副主任、保育士	7時00分から19時00分の間で所長が指定する時間 正規職員：7時間45分 会計年度任用職員：6時間または4時間程度
用務員	7時00分から19時00分の間で所長が指定する時間 正規職員：7時間45分 会計年度任用職員：6時間程度

※ローテーションを組んで勤務しているため、それぞれの保育士の勤務時間は、毎日異なります。

3 保育の内容

通常保育と延長保育を提供します。

(1) 保育の開所日と開所時間

保育所の開所日は、月曜日から土曜日までです。

保育を提供する時間は、次の時間のうち、保護者が保育を必要とする時間です。

7：00	9：00	17：00	18:00～19：00
延長保育①	保育短時間	延長保育①	延長保育②
保育標準時間			

※1 標準時間、短時間の別は、お持ちの「支給認定証」に記載があります。

※2 延長保育①は、保育短時間の場合にのみ発生します。

※3 延長保育を利用の場合は、別途保護者負担金が必要となります。

※4 延長保育②の開設日は月曜日～金曜日で、延長保育の申請が必要です。

※5 0歳児の延長保育②は、状況に応じ、月齢3か月程度から受入れを行います。

(2) 保育所の休日

日曜日、国民の祝日（振替日含む）、年末年始（12月29日～1月3日）

そのほか、災害などによって臨時で休所することがあります。

(3) 給食の状況（栄養給与範囲等）

☆ 3歳未満児 → 昼食及びおやつ2回で1日分の摂取量の50%を給与

☆ 3歳以上児 → 昼食及びおやつ1回で1日分の摂取量の40%を給与

◎不足しがちな栄養素（カルシウム、ビタミンA、ビタミンB2）については、1日分の摂取量の50%を給与するよう配慮しています。

☆ 概ねの食事時間

区分	午前のおやつ	昼食	午後のおやつ
3歳未満児	9:30~9:45	11:00~11:30	15:00~15:20
3歳以上児	—	11:20~12:00	15:00~15:20

☆ 食物アレルギー除去食等についても原則対応しています。

☆ 調乳、離乳食についても、1人ひとりの成長に応じ提供しています。

☆ 延長保育②については、18時くらいにおやつを提供しています。

☆ 給食は、業務委託している民間事業者により提供しています。

(4) 地域活動

- 桜木災害公営住宅の年寄りの方と交流し、思いやりを育てる。
 - ・七夕会・運動会・生活発表会をとおしての交流（年3回）
 - ・いきいきクラブ（スマイル桜木）の運動会への参加（年1回程度）
- 地域の子育て家庭への支援
 - ・地域の親子が保育所の児童と一緒に遊ぶ。
 - ・人形劇等を一緒にみる。
 - ・お子さんと同年齢のクラスで保育体験をする（年5回程度実施予定（内容は年度ごとに変ります。））。

(5) その他主な保育の内容

☆行事

入所式
遠足
誕生会（毎月）
七夕会
運動会
保育参観
個別懇談
生活発表会
豆まき会
ひな祭り会
修了式（修了児保護者）
お別れ会

☆保健・衛生等

避難訓練（毎月）
内科・歯科健診（年2回）
身体測定（毎月）
交通安全教室（年3回）
栄養指導
はみがき指導（年1回）

☆小学校との連携等

5歳児が小学校を訪問をしたり、小学校の先生が保育所に来てくれます。

★★★太文字は保護者参加の行事となります。★★★

4 利用料金

(1) 保育料

通常保育の保育料及び延長保育については、多賀城市が定める料金になります。

(2) 実費徴収金

- ・副食費 月額4,500円（3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん）
※一部世帯にお子さんには、免除があります。

- ・3歳児、4歳児、5歳児の給食の主食代として、月額1,000円を徴収させていただきます（暖かい主食を安全にお子さんに提供し、楽しい雰囲気です。

集金袋を配布しますので、翌月5日にお支払いください。

朝、登所した際に職員にお渡しください。

土曜日や夕方の受け取りはできませんので、ご了承ください。

5 安全管理など

(1) 秘密保持

職員（退職者を含む。）が、お子さんやご家族の秘密を漏らすことがないよう、厳しく指導をしています。

法に定めがある場合を除き、同意なく、他の者に提供することはありません。

ただし、市等が事務の執行上収集する場合やお子さんの安全を守るため緊急の場合は、この限りではありません。

もし、提供する場合は、提供先にも同様な管理を行わせます。

(2) 嘱託医

本所は、次の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

ア 内科

医療機関の名称	おおば医院
医 院 長 名	院長 樋渡 奈奈子
所 在 地	多賀城市下馬3丁目1-28
電 話 番 号	022-363-0213

イ 歯科

医療機関の名称	じん歯科医院
医 院 長 名	鈴木 仁
所 在 地	多賀城市明月1丁目4-12
電 話 番 号	022-366-8461

(3) 緊急時の対応

お預かりしているお子さんの病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。緊急連絡先との連絡が速やかに行えない場合には、お子さんの状況を最優先し、事前の連絡なく嘱託医に診療を依頼することがあることをご承知おきください。

(4) 児童虐待（DV）に対する措置

本所では、児童福祉施設として、児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。

また、出産や子育てに関する悩みや疑問などについても、いつでもお気軽にご相談ください。

※家庭相談は、市役所子ども家庭課家庭支援係 022-368-1108 までご連絡ください。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見した時は児童相談所（電話 189^{いちやく}）または市役所子ども家庭課家庭支援係までご連絡ください。

(5) 要望・苦情等に関する相談窓口

本所では、要望・苦情等に係る窓口を次のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士；及川 純子 ・利用時間 8：30～ 18：30 ・電話番号 保育所の番号と同じです。 担当者が不在の場合でも、ほかの職員が担当いたします。	
第三者委員	曾我 啓一	電話番号 022-368-4090 役職 <西部地区民児協（主任児童委員）>
	岡田 ひさ子	電話番号 022-362-4606 役職 <中部地区民児協（八幡下二区民生児童委員）>
	佐藤 秀次	電話番号 022-367-4568 役職 <東部地区民児協（桜木南区民生委員児童委員）>
行政機関	宮城県子育て社会推進課	電話番号 022-211-2529
	多賀城市 子ども政策課 幼保支援係	電話番号 022-368-1141

※本所では、要望・苦情等があったことにより、当該要望・苦情等を行った保護者の特定や児童への差別的な取扱いを行いませんので、ご安心ください。

(6) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・消火器	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			
備蓄等	・非常用食糧	有	・飲料水	有
	・日用品	有	・自家発電装置等	有
	・カセットストーブ	有		

(7) 避難場所

緊急時の避難場所

一次避難場所 本所ウッドデッキ

二次避難場所 災害公営住宅 2号棟屋上（津波警報発令時）

※緊急時は、緊急時連絡網「コドモン」にて保護者に連絡します。

6 保険の種類・保険事故・保険金額

お子さんに関して、次の2種類の保険に加入しています。

こちらの記載は、概要となりますので、詳細についてお知りになりたいときは、別途お問い合わせください。

(1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付

保険の種類	日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付
保険の内容	施設の責任の有無を問わず、保育中のけがや重大事故が起きた際に、その治療費に対する災害給付金の支払を行うものです。
支給金額	負傷、疾病：原則医療費相当額の4/10 障害見舞金：最大 4,000万円～44万円 死亡見舞金：最大 3,000万円～1,500万円 ※法改正等により予告なく変更となることがあります。

※法令等の定めにより、保護者のみなさんから加入同意の上、負担金として、児童一人につき年間240円をいただいています（生活保護受給世帯の負担はありません。）。

※加入同意した保護者から請求があった場合に支払を行います。

ただし、治療に係る点数が低い場合、給付されないことがあります。

※「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となる医療費については、子ども医療費助成の対象となりません。受診の際には、受給者証を使わずに医療費の自己負担額をお支払いください。

(2) 全国市長会学校災害賠償保険

保険の種類	児童・保護者・住民の身体や財産に損害があり、施設の責任がある場合、その損害に対して損害賠償金の支払を行うものです((1)の日本スポーツ振興センター給付金の上乗せ保険となります。)
支払限度額	身体賠償：1名につき1億円、1事故につき10億円 財物賠償：1事故につき2,000万円

※この保険の適用により、支払いを行う場合は、多賀城市議会の議決が必要となります。

支払の手續にまでお時間がかかることをあらかじめご了承ください。

7 その他

(1) お子さんのオムツ廃棄

お子さんのオムツ廃棄については、本所で行います（保護者の皆様がお子さんの使用済みオムツを処分する手間を省くとともにトイレが清潔になり、お子さんたちが清潔な空間でトイレトレーニングを行えるようになります。）。

(2) 利用の終了に関する事項

次の場合には保育の提供を終了いたします。

ア 利用児童が小学校に就学したとき

イ 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 保護者会

保護者会は検討中です。詳細については、別途お知らせします。

(4) 同意書の提出

入所にあたっては、以下の項目に対する同意書が必要です。

なお、①及び②の同意書は必ず提出してください（提出がない場合は入所できません。）。

また、③の同意書の提出は任意ですが、内容の趣旨をご理解いただき、円滑な保育所運営に必要な内容ですので、ご同意いただきますようお願いいたします。

① 桜木保育所重要事項説明同意書

② 桜木保育所実費徴収同意書

③ 個人情報使用同意書

※入所の決定は、これらの同意書の提出を受けた後、市での内容審査等を経て、市から通知がなされます。

<<<<<<<<<<<<< ヌ モ 欄 >>>>>>>>>>>>>>>>

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....